

電気工事士法講習制度見直しについて

平成 2 4 年 5 月

原子力安全・保安院

1. 講習の概要

(1) 第一種電気工事士講習制度

第一種電気工事士は、構造が多様かつ複雑であり、性能・機能等に対する技術進歩が早い自家用電気工作物の電気工事を行うことができるため、自家用電気工作物に関する技術及び保安規制に関する知識を常に更新していくことが不可欠なことから5年に1度の定期講習の受講が電気工事士法において義務づけられている。

(2) 制度の現状

根拠法律において「経済産業大臣が指定する者」が行うこととされており、現在独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）が講習業務を行っている。

2. 制度見直しの必要性

平成 2 2 年 4 月 1 9 日の「経済産業省所管独立行政法人の改革について」において、国民生活の安全・安心の確保という本来N I T Eに期待されている業務にリソースを集中するため、N I T Eの業務としては廃止する方向で検討することとされた。

また、第一種電気工事士講習制度については、平成 2 2 年 5 月 2 0 日に行われた事業仕分けにおいて、「実施主体を見直す」こととされた。その際、実施主体選定における透明性向上及び競争環境の導入が必要と指摘された。

3. 制度変更の概要

事業仕分けにおける実施主体選定における透明性向上及び競争環境の導入が必要との指摘に従って、講習業務に関するNITEの一人指定を廃止し、公募により法人の申請を受けて複数者を指定できる制度に見直す。

	電気工事士講習制度	
	現在	今後
指定講習機関	NITE	申請により複数指定可とする
指定基準	なし	省令に規定
地域分割 ／部分参入	なし	なし(全国一括方式)
受講料	法令に規定なし	原則自由
テキスト作成	NITE+講習センター	各指定講習機関作成。 国が事後的に内容確認

(参考) スケジュール

平成24年5月31日	改正省令公布
平成24年6月15日	改正省令施行
平成25年4月	新制度開始